

広報

国士小学校

2005

5

環境にやさしい町をみんなまで

今月も大事なことをたくさんお知らせしますが、まずはこれ。

今月から

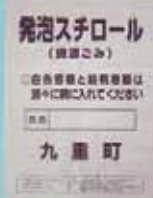
「発泡スチロールの分別収集」

が始まっています。

そのまま「可燃物」のごみ袋に捨てていませんか？



今月からは、きちんと洗い、乾かして「発泡スチロール用のごみ袋」に出してください。



に入れて

PS
マークと
の対象と



PS マークのついている製品が分別収集になります。PSの二文字が目印です。

分別収集の疑問あれこれ

Q イベントなどで発泡スチロールの容器を大量に使うのですが、やっぱり分別収集をしなければならぬのでしょうか？

A 量が多くて大変でしょうが、分別収集が必要です。ご理解をお願いします。

Q 発泡スチロールはけっこうかさみます。月に1回の分別収集では少ない気がします？

A 状況を見ながら検討していきたいと考えています。

Q うっかり「可燃物」と一緒に出してしまいました。何か罰則はありますか？

A 分別していないものは収集しませんが、しっかりと分別をお願いします。

Q 使用済み食品トレイはスーパーの店頭での回収に持っていっているのですが、これからは「分別ごみ」として出さなければならぬのですか？

A 早い段階からの取り組みをありがとうございます。これからも、できるだけスーパーの回収をご利用ください。

Q 大きいものは袋に入らないんですが、どうすればよいですか？新聞のように、紐でくくって出すのはいけませんか？

柄物



と白物



も分けてください。



収集は月に1回です。



最初は面倒かもしれませんが、貴重な資源となります。文具おもちゃとして生



まれ変わることとも出来ます。



発泡スチロールは、になったり、



発泡スチロールの原料は石油。

限りある資源を大切にするため、

みなさんのご協力をお願いします。



発泡スチロールも

「混ぜればごみ、分ければ資源」です。

惣菜や弁当などについている「透明のふた」はP.Sマークがついても「燃やせるごみ」です。



A 町指定の「発泡スチロール専用袋」に入るような大きさに、割るなどして出してください。

Q 発泡スチロールにガムテープやシールがついているのですが、はがさないといけないのですか？

A ガムテープ、ラベル、シール、ひも、ラップ、バラシ（弁当などに入っているビニール製の葉）等は必ず取り除いてください。

Q 発泡スチロールの汚れがものすごく、簡単には汚れが落ちないのですが？

A 汚れがひどくて、どうしても落ちないものはリサイクルできないので、可燃物と一緒に出してください。

Q 発泡スチロール専用袋はどうやって入手すればよいのですか？

A 他の指定「3ミ袋と一緒に販売しています。10枚セットで1枚36円です。販売店は先月号の広報このえ22ページをご覧ください。か、役場ふれあい生活課（☎76-13801）またはお近くの店にお問い合わせください。

Q 発泡スチロールは石油で出来ていると聞きました。同じように石油から出来ているプラスチックの分別収集に取り組みすることも必要だと思いますが、どう考えていますか？

A 発泡スチロールは石油で出来ていると聞きました。同じように石油から出来ているプラスチックの分別収集に取り組みすることも必要だと思いますが、どう考えていますか？

A 取り組みたいと思っています。

住民のみなさんにとって使いやすい役場であってこそ まちづくりは進みます。

自律に向けた

さわやか運動
サービスは町民の目線に立って
わかりやすい説明を
やる気を前面に出して
改革(改善)を日々進めよう

ポイント1

6

ページ

事務・事業の見直し

この道をまっすぐ
進み、6つのポイ
ントをクリアして
ください。

第4次
行政改革計画

4~10 ページ

行革
4
号線自律
合併

合併

行革
3
号線

止まれ

現在地

自律の
まちづくり計画

11 ページ

2005年秋、
「第4次行政改革」と
「自律のまちづくり計画」
が合流

第4次行政改革スタート

財政的には苦しい。しかし、住民のニーズには応えていかなければならない。

今、地方では少子高齢化が進むとともに高度情報化も急速に進んでいます。住民のニーズは、より多様化・高度化してきています。これに対応できる自治体を作っていくため、各地で、あらゆるサービスを直したり、行政の運営手法を転換したりするなどの改革が行われています。一方で国の三位一体改革の影響などにより、地方自治体は財政的にいつぞう厳しい状態に追い込まれており、財政健全化に向けた取り組みも急務となっています。

このような現状を受け、九重町では「第4次行政改革」の大綱と実施計画を策定しました。今回の改革では、「さわやか運動」という名のもと、職員意識改革などをすすめ、常に新たな視点と発想をもった、新しい時代を担っていく役場づくりに取り組むとともに、引き続き「最小経費による最大効果」を合言葉に質の高い行政サービスを目ざします。

一方で、住民のみなさんが持っている力を活用することも大切になってきます。今回の行政改革では「住民で出来ることは住民で、地域で出来ることは地域で、まちで出来ることはまちで」の区分を明確にしていくことをうたっています。そのためには、



第4次行政改革のめざすもの

1. 町民に開かれた町政の推進
2. 町民と行政とのパートナーシップ（対等な協力関係）の確立
3. 町民の行政ニーズ（要求）に即応した施策の推進
4. 町民の期待に応えられる人（職員）づくり
5. 財政運営の健全化

「第4次行政改革のめざすもの」を実現するための6つのポイント

大綱

「6つのポイント」を実現するための41の具体的内容（6～10ページ）

実施計画

役場の持っている情報をきちんと公開するだけでなく、広報広聴活動をさらに充実していくなど、住民のみなさんとの「協働」を進めていくためのシステムづくりをしっかりとすすめていかなければなりません。このことをはじめとした6つの大きなポイントを、今回の行政改革では設け、これを実現するための具体的内容を実施計画として策定しました。（左図）

市町村合併による新しい地方自治の確立を目指す動きが広がる中、九重町は、合併をせずに「自律に向けたまちづくり」をすすめていくことになりました。この町の持つ資源（人、自然、情報等）を最大限かつ効率的に活用しながら、事務・事業や施策等の有効性、経済性等を評価し、持続的な改善につなげていくとともに、住民との「協働」の仕組みづくりを進め、町民志向・成果重視の行政運営をしていけば、「自律に向けたまちづくり」が「自律のまちづくり」になっていくに違いありません。

そのためにはまず改革です。

ただ経費を節約するだけではありません。住民のみなさんにとって使いやすい役場づくりをすすめていく行政改革を私たちは行います。

住民のみなさんにとって使いやすい役場であってこそ、自律に向けたまちづくりは進みます。

次のページからは、自律に向けた具体的道のりが始まります

ポイント1

事務・事業の見直し

*各項目説明のカッコ内は21年度までの当初計画

- 各種施設の管理形態の見直し
住民ニーズと対コストについて比較しつつ、各種施設の柔軟な運営に努めるとともに、指定管理者制度（→NOTE）等の導入の検討や地域ボランティアの活用により、管理経費の削減に努めます。（期間中を通じて、検討・実施を行う）
- 業務系電算システムの更新
住民の利便性の向上のため、ワンストップサービス（→NOTE）に対応できるシステムを導入します。（17年度は調査・検討。18年度以降は実施）
- 継続的改善（PDCAサイクル）
業務推進にあたっては、計画（Plan）→実行（Do）→点検（Check）→見直し（Action）という継続的な改善の定着化を図ります。（17年度から実施）
- 委員会、協議会等の恒常的研修視察の再検討
効率的・効果的な研修を実施するために、恒常的視察研修の見直しを図ります。（17年度に検討。18年度以降実施）
- 事務・事業の見直しと整理合理化
各課の事業内容を再度見直し、実態に即した整理合理化を行います。類似事業の整理統合化を図り、類似事業実施課の窓口一本化ならびに一元化を行います。（17年度に検討。18年度以降実施）
- 総合文書管理システムと電子決裁（→NOTE）
文書事務（保管・閲覧・検索など）の効率化、意思決定の迅速化、課を越えた行政情報の共有、情報公開の円滑化、ペーパレス化（事務処理に紙を用いないこと）を図るため公文書を電子的に管理する総合文書管理システムと電子決裁の導入を図ります。（17年度は調査・検討、18年度以降実施）

NOTE

指定管理者制度とは

公の施設の管理に民間の能力を活用して、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としている。

ワンストップサービスとは

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。

NOTE

電子決裁とは

書類や回覧文書などの決裁のプロセスを電子化し、パソコン上で事務処理を行うようにすること。

NPOとは

行政や企業とは別に社会的活動を行う法人格を持つ非営利の民間組織。

環境の変化と複雑・多様化する住民ニーズを的確に捉え対応していくため、行政の担うべき領域を明確にするとともに、コスト意識を持ち、当初の目的を達成した事業や必要性の低下した事業については見直しを行います。その上で、新たな行政課題を的確に把握しつつ、低コストかつ質の高いサービスの提供に努めながら、行政施策の適切な選択を図ります。

●民営化

民間で運営できるものについては民営化を調査・検討し、業務の効率化と経費の削減に努めます。（期間中を通じて、調査・検討）

●NPO（→NOTE）等の民間活力への支援

NPO支援制度等の整備など支援のあり方について検討を行い、NPO等の育成を図ります。（17年度は支援策の検討、18年度以降は啓発・支援）

●外郭団体等（行政の守備範囲の見直し）

外郭団体の自立運営を促進します。（期間中を通じて、指導を行う）

●補助金・交付金の見直し

個別にその必要性、金額、終期等の検討を行います。また、新規の町単独分（国県の補助金につかない分）については、必ず終期を設定するとともに交付基準を策定します。（期間中を通じて、見直しを行う）

●民間委託ガイドライン（指針）の策定

「民間でできることは、民間で」の基本方針で「委託ガイドライン」を策定します。（17年度は策定・実施。18年度以降は実施）



QA

行政改革って何？

一言で言えば「役場の仕事やそのやり方などを変えて、良くしていく取り組み」です。財政的に厳しい現在、行政改革という、①合理化や人員や経費の削減をまず思い浮かべます。もちろんそれも行政改革ですが、②高齢化に対応した組織や制度作りとか、住民のみなさんが使いやすい役場を作ることなども行政改革です。つまり、①、②のことを車の両輪のようにバランスよくすすめるのが行政改革です。

QA

九重町はこれまで何行政改革をしてきたのですか？

今回の改革は第4次となります。昭和50年代の終わりから60年代にかけて九重町は財政的に大変厳しい状態におかれました。このため、昭和60年から61年にかけて「行政改善計画」をつくり、当時の状況の打開だけでなく、その後の財政運営の指針を作りました。その結果、3年で財政危機を乗り越えこれが第1次行革、このとき作った指針を守り続けたことで、九重町の財政は県内でも上位に位置するまでになりました。その後平成8年に第2次、12年に第3次の行革大綱を作成し現在に至っています。

QA

今回の行政改革は同年に実施する計画ですか？

今年4月1日から始まり平成21年度（平成22年3月31日）までです。

QA

行政改善計画を策定して、「大綱」として「実施計画」にやわらかくしているのですか？

「大綱」とは、おおむねになるもので、行政改革の目指す姿などの概要が書かれています。一方、「実施計画」は「大綱」で書かれたことを実現するための具体的な計画で、年度ごとの計画があげられています。今回の「実施計画」では41の具体的な項目を重点課題としてあげ、平成21年度までの年度ごとの計画が決めら

改革



ポイント2

組織・機構の見直し

*各項目説明のカッコ内は21年度までの当初計画

●農業委員の定数見直し

近隣の状況や地域の実情を十分に勘案し、適正な業務執行を果たしうる体制を確保するために、農業委員定数の見直しについて、検討を要望します。(17年度は検討を要望し、関係機関と協議。18年度定数の見直し。19年度実施)

●課の統廃合

意思決定を迅速化し、町民から見て分かりやすい組織・機構とするため、管理部門の縮小や小規模・類似組織の統廃合を進めます。(期間中を通じて、検討と見直し)

●幼保一体化の推進

0歳児から就学前までの心身の発達に合わせた継続的、一貫的な保育及び教育を行います。(17年度から実施)

●中学校統合

児童・生徒数の減少は今後も続くことから、将来の中学校統合を視野に入れた検討を行います。(17年度は審議会で審議、18年度に答申・検討、19年度以降は検討)

●飯田共同調理場の給食センターへの統合

全体の給食数が1,100食を下まわった場合、飯田共同調理場の廃止を検討します。(期間中を通じて、検討を行う)

●消防団組織の再編

団員確保の困難な部や接近している部については、再編を行うため検討を要望します。(期間中を通じて、検討を要望し、関係機関協議)

●審議会・委員会等の見直し

設置目的や現状を調査し、必要性について引き続き検討す

住民サービスの向上と事務・事業の運営効率化に留意し、絶えずスクラップ・アンド・ビルド(→NOTE)を行い、積極的に組織・機構の再編やグループ・チーム制の導入について検討を行うなど縦割りの弊害是正に努めます。また、行政の責任領域を見定めつつ、民間活力を有効に活用するための民間委託を計画的に推進し、事務・事業の全庁的、横断的取組体制の強化を図ります。

るとともに、今後の設置については、既存の「町民が考える九重町まちづくり会議」の活用を図ります。また、委員への女性の登用を図り、「九重町まちづくり基本条例」に基づき住民の参画を進めます。(期間中を通じて、調査・見直し)

●グループ制(→NOTE)の検討

縦割りによる弊害を是正し、行政組織をフラット化(→NOTE)することにより一層のサービス向上と事務のスピードアップを図ります。(17年度に一部の課で試行、18年度以降検討・実施)

●窓口証明等業務の時間延長

あらゆる業務において時差出勤制度の導入を検討し、業務の時間延長により、住民サービスの向上を図ります。(17年度に調査・検討、18年度は試行、19年度以降実施)

●総合窓口の設置(ワンストップ窓口、総合窓口案内)

窓口サービスの向上と業務の効率化・合理化・高度化を図るため、証明窓口を一本化します。また、業務案内や各種相談窓口を併設します。(17年度に一部実施。18年度以降は実施)

NOTE

スクラップ・アンド・ビルドとは
新たな機構をつくったり、事業を行ったりする場合には、既存の機構・事業を改廃し、全体としての増大を防ぐこと。

NOTE

グループ制とは
係を廃止し、組織階層のフラット化を検討することにより意思決定の迅速化や組織の柔軟な組織運営を目指すもの。

フラット化とは
従来のピラミッド型組織ではなく、階層を少なくし、分散化。組織メンバーが、自らの仕事に自発的に関わりつつ、他の部門と協力的な活動を行う組織にすること。



行政

Q&A

れています。どんな項目があげられているかは6~10ページ上段に書かれていますので、ご覧ください。

Q.A

今回の行政改革大綱が「自律のまちづくり計画(自律推進計画)」にあるんですか?

「自律のまちづくり計画」は行政改革計画とは別に作成します。「自律のまちづくり計画」の実施年度は平成18年度から27年度までの10年間になります。別に作成するといっても、今回の行政改革計画が大きく反映されますし、このほかにも「第3次総合計画(平成14年策定)」や各種計画の理念が引き継がれることとなります。「自律のまちづくり計画」は今年の秋に完成する予定です。(11ページ参照)

Q.A

行政改革のひとつの目的が経費削減だと思いますが、削減する額などの具体的な数字をあげるべきではないでしょうか?

先述の「自律のまちづくり計画」の中で具体的な数字をあげる予定です。

Q.A

行政改革の期間中に情勢が変わるなどして、新たな課題が生じたときはどうするのですか。途中経過は公開されるのですか?

新たな課題が生じたときは、適宜、「実施計画」の追加や修正を行います。計画期間中は、常に行政運営の再点検を行うことにしていますが、その過程を住民のみなさんと共有する必要がありますので、広報紙やホームページで公開します。

このほかに疑問に思うことなどがありましたら、お気軽に企画調整課のほうへお電話ください。

電話 76-3807

ポイント3

情報提供施策の推進

*各項目説明のカッコ内は21年度までの当初計画

●情報発信窓口の一本化

広報とホームページの担当窓口を統合し、情報発信の一元化を図ります。（17年度に検討し、18年度以降実施）

●ホームページ内容の充実

常に最新情報に更新し、見やすく親しみやすいホームページの作成に努めます。環境、福祉、教育、文化など掲載情報の充実を図ります。（17年度に検討し、18年度以降実施）

●公開できる情報の提供の推進

情報公開制度の周知を図るとともに、町政に関する情報、町民に役立つ情報は、広報紙やホームページ等の活用により積極的な公開と双方向の情報交流により、住民の利便性の向上と開かれた行政の実現を図ります。（期間中を通じて、実施）

●個人情報の保護、情報処理の安全対策

情報化を推進していく上で、個人情報の保護や秘密の保持には十分配慮しなければならないため、「個人情報保護条例」の制定に向けて検討します。また、事故や災害によるシステムの障害や機能停止、あるいはネットワークの断絶などに対応したセキュリティと情報システムの安全に向けた万全の対策を講じます。（17年度に検討し、18年度に検討・実施、19年度以降実施）

●職員・町民の情報リテラシー（活用能力）の向上

外部機関が実施する研修の利用や内部研修を計画的に実施

情報通信技術（IT）が急速に進歩しており、インターネットなどの活用による高度情報通信ネットワーク社会が実現されようとしています。職員間の情報の共有化などの業務効率化、迅速化のみならず、電子申請などによる行政サービスの迅速化と利便性の向上、また行政情報の効率的かつ積極的な発信による広報広聴機能の強化及び情報格差の解消の取り組み、行政と住民「双方向」の情報施策の推進を図ります。

し、職員の能力開発を図る一方、町民の情報活用能力の向上のため、パソコン教室の開催など、町民向けの研修・教育環境の整備や地域での情報化を推進する人材の発掘、育成を図ります。（17年度は検討、18年度に検討・実施、19年度以降実施）

●町内のブロードバンド化（→NOTE）の推進

「九重町情報化推進計画」に基づき、町民が広くIT（情報通信技術）の恩恵を享受できる基盤整備を行います。（期間中を通じて、検討）

●ワンストップサービスの推進

町民が必要とする情報のデータベース（データを蓄積したもの）を整備し、1つの窓口であらゆる情報の提供、諸証明の発行が行えるワンストップ化を図り、来庁者へのサービス向上に努めます。（17年度は検討、18年度に検討・実施、19年度以降実施）

NOTE

プロセス・マネジメントとは

業務の経過を整理・分析し、どうすれば効率的・効果的に仕事ができるのかという改善を、継続的・繰り返し行うこと。

PDCAサイクルとは

計画(Plan)→実行(Do)→点検(Check)→見直し(Action)→計画のサイクルで事業を行うこと。

NOTE

ブロードバンドとは

インターネットの高速・大容量回線。光ケーブルやADSLなど。



数字でみる行政改革

九重町財政のこれまでと現状

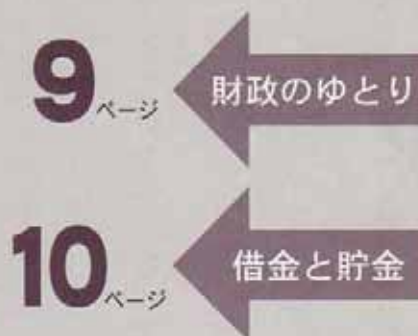
市町村の財政状況を見ると、よく用いられるのが「経常収支比率」と「公債費負担比率」です。どちらの数字も低いほど良いとされていますが、県内で九重町はどちらも上位（経常収支比率は2位、公債費負担比率は1位）にあり財政状況は、比較的良好と言えます。

九重町は昭和50年代後半から60年代にかけて、財政危機に陥りました。このとき、財政再建計画を策定し、これまで3次にわたる行政改革をすすめ、現在の財政状況まで持ってきました。

これまで行った主な改革は次のとおりです。

- 職員数の減（S63年199人がH17年は159人に）
- 議員定数の減（S61年20人が現在では16人）
- 野上・飯田・南山田支所の廃止
- 給食調理場の統廃合（4施設を2施設へ）
- ごみ収集業務の民間委託（11年度より）
- 地区公民館の集中化（文化センターへ）
- 幼稚園の2年生→幼保一体化（4園へ）
- ハード事業一般財源3億円以内の堅持
- 起債の計画的運用（繰上償還も実施）

この結果、昭和59年度は96.1%だった経常収支比率が平成15年度決算では78.1%まで改善しています。



現れています。

これまでの行政改革の
効果は、
財政数字にも

ポイント4

地方分権型行政の推進

*各項目説明のカッコ内は21年度までの当初計画

●行政評価システム(→NOTE)の導入

町民に対するアカウンタビリティ(説明責任)の徹底、町民本位を目指した質の高い行政の実現、成果を重視した行政への転換を図るため、行政評価システムの導入についての調査、研究を進めます。(17年度は検討、18年度に試行、19年度以降導入)

●公金の運用管理

「ペイオフ」が完全解禁されたことから、「九重町におけるペイオフ対策要綱」に基づき、九重町公金運用アドバイザーの助言をもとに九重町公金運用基準検討委員会で公金運用方針を定めます。当面、国債への運用等により公金の適正な管理に努めます。(17年度に実施、18年度以降は見直し・実施)

●使用料・手数料の見直し

受益者負担の原則やコスト意識の観点から、町民間の負担に不均衡が生じているもの、必要経費に比べて負担の低額なもの、減免基準に不均衡が生じているものなどについては、3～5年をサイクルとした見直しを行います。(期間中を通じて、見直し・実施)

●法定外目的税(→NOTE)

自主財源確保の観点から、法定外目的税の調査・研究を行います。(期間中を通じて、調査・研究)

●滞納対策

自主財源確保のため、年3～4回の特別徴収期間を定め、関係課合同で一斉に滞納整理を行うとともに法的措置を講じ、徴収率のアップに努めます。(期間中を通じて、実施)

自己決定、自己責任の分権型行政に対応すべく、生産性、効率性の高い行政運営の推進、そして行政の透明性と説明責任の確保を図ります。その一環として、事務・事業の成果に重点をおいた評価システムの構築について研究を行います。このことが施策に反映できるよう政策立案機能及び財政基盤の強化を図ります。

●収納方法の検討

「個人情報保護法」の完全施行と「個人情報の保護に関する条例」の見直しに伴い、現行の納税組合の見直しが必要となります。口座引き落とし等の収納方法について検討します。(期間中を通じて、検討)

●経費の節減と合理化

昭和62年の財政健全化時に、経常収支比率87パーセント、公債費比率13パーセントと定め、経常経費の縮減に努めてきましたが、今後もこの数値目標に向けて健全財政の運営に努めます。(期間中を通じて、見直し・実施)

●継続的改善(PDCAサイクル)の定着化

これまで立案段階に関心が向けられることが多かった政策。最近はその有効性の評価やその評価を踏まえた政策の見直しの観点から、政策過程を循環サイクルとしてとらえるプロセス・マネージメント(→8ページNOTE)の考え方が重要となっています。政策過程の流れをPDCAサイクル(→8ページNOTE)により、政策立案からその実施、評価を一連のものとしします。(期間中を通じて、見直し・実施)

●パブリックコメント(住民意見の募集等)の推進

これからの政策は町民の参画と合意形成のなかで進められることが求められています。また、行政の透明性を確保し、アカウンタビリティ(説明責任)を果たすことも求められていることから、パブリックコメントを推進します。(期間中を通じて、見直し・実施)

NOTE

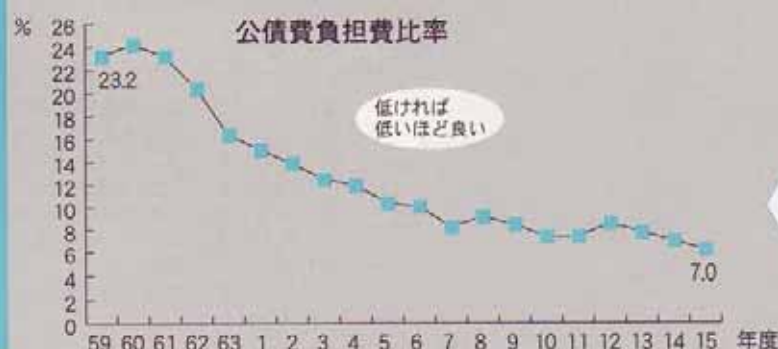
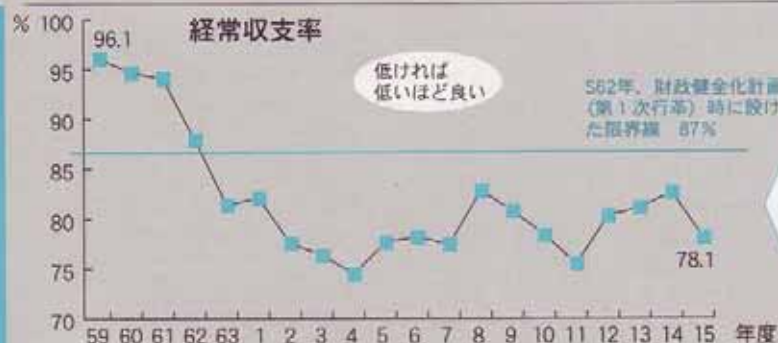
行政評価システムとは

政策や事業等について、一定の基準で、できるだけわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理、予算編成等に活用するもの。

NOTE

法定外目的税とは

地方自治体が、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法で定められていない税を条例で定めて設けるもの。



経常収支比率

財政の弾力性(ゆとり)を見るための指標です。私たちの家計を見たとき、収入に対して、食料費や光熱費など必ず支出しなければならない金額の割合が少なければ少ないほど、家計にゆとりがあると言えます。町の家計簿も同じです。経常収支比率は、町税・地方交付税など毎年決まって入ってくる使いみちを制限されない収入に対して、経常的な一般財源の中の毎年決まって支出しなければならない経費(人件費・公債費・扶助費など)がどれだけ占めるかを表す数字です。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できます。

公債費負担費率

返済する借金は少なければ少ない程良い。これは町の家計簿にも言えます。財政の指標を表すものとして、経常収支比率とともによく使われるのが、公債費負担比率。自由に使えるお金(一般財源の総額)に占める、その年に返済する借金の割合を表す数字が公債費負担比率です。九重町では第1次行政改革以来、一貫して、この数値を減らしてきており、健全な財政を保っているといえます。

ポイント6

職員の能力開発等の推進

急速に変化する社会経済情勢、新たな行政課題、多様化する市民の行政ニーズを的確に捉え、柔軟に対応できる職員を育成する必要があります。

このため、中長期的な視点から職員の豊かな創造力や企画力を高めるため、計画的な職員研修を推進し、職員の意識啓発に努めます。

*各項目説明のカッコ内は21年度までの当初計画

●職員提案制度の導入

職員の意見を町政に反映させることにより、職員の職務に対する意欲の向上、職員の政策形成能力及び企画立案能力の形成に努めます。（17年度に検討・実施、18年度以降実施）

●職員研修の充実

多様化・高度化する住民ニーズに対応できる職員能力の向上を図るため、専門研修の受講を推進します。また、直接の担当ではないが、業務上関連のある研修を本人の希望により幅広く受講させます。さらに、行政事務はサービス業であることを職員個々が自覚し、住民誰もが快く感じてもらえるよう、接遇の向上を図ります。（期間中を通じて、実施）

ポイント5

職員の定員管理等の適正化

事務・事業及び組織・機構の見直しを行うことにより、定員適正化計画に沿った定員管理を一層推進するとともに、限られた人員を有効に活用するために所属部署内での人員の弾力的な運用を図ります。また、職員の給与については、国・県の基準及び近隣市町村との均衡を図りながら適正な支給に努めます。

*各項目説明のカッコ内は21年度までの当初計画

●職員採用年齢の見直し

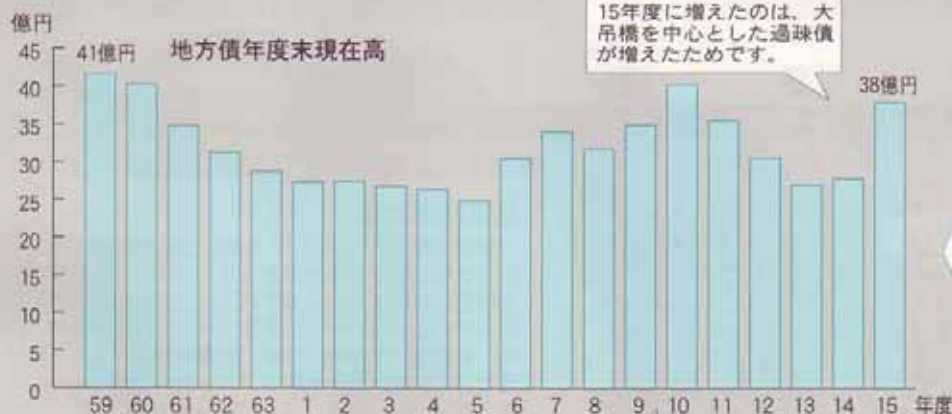
今後5年間で大幅な退職が予想されることから、組織の新陳代謝が課題となっています。職員の採用年齢の見直しを検討します。（17・18年度で見直し、19年度以降は見直し・実施）

●時間外手当の削減

「課内応援」の推進や「振替・代休制度」の充実と推進などにより削減に努めます。（期間中を通じて、見直し）



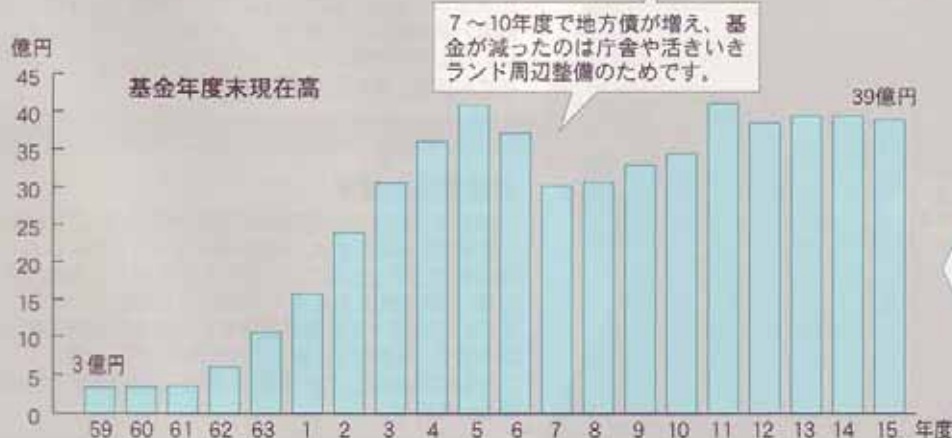
数字でみる行政改革



借金

地方債

地方債とは、地方自治体が借り入れる債務（借金）のことです。基本的にはハード事業（公共施設などの整備）に使われます。最近では鴨子川大吊橋の工事や町道整備などに使われています。後年、地方交付税（地方公共団体の財源強化・均衡を図るため国からくるお金）に算入される有利な地方債の発行に努めています。



貯金

基金

一言で言えば「市民の貯金」です。15年度末現在約39億円の基金がありますが、それぞれに使用目的が条例で決められていますので、何でも使えるわけではありません。グラフを見ると、何度が大きく減った時期がありますが、これは庁舎や道路、町営住宅、給食センターなどを建設した際に基金をあてたためです。

この秋、自律(自立)の
まちづくり計画が完成

住民と行政との協働で築くまちづくり
地域の特性を活かした活力のあるまちづくり
行財政改革で簡素で効率的な行政運営

の3つを視点に



▲「町民が考える九重町まちづくり会議」でも審議が始まりました。(4月27日)

そのために



自律への道はつづきます。

自律(自立)のまちづくり計画に

盛り込まれるもの(予定)

1. 事務・事業の見直し
(住民と行政とのあり方の見直しを含む)
2. 組織・機構の見直し
3. 定員管理と職員給与等の見直し
4. 委員会・審議会等の見直し
5. 議会改革
6. 公共施設の設置及び管理運営の見直し
7. その他(財政健全化に向けた方策など)

タウンミーティングを開催しています

第3次となるタウンミーティングを町内各地で行っています。今回は、「自律に向けたまちづくり」を選択するに至った経過や、「今後のまちづくり」について町長が住民のみなさんと話します。多数の参加をお待ちしています。

	開催日	場 所	対象地域
第5回	5月24日(火)	准国小学校体育館	准国小学校区
第6回	5月26日(木)	湯坪基幹集落センター	飯田西部全域
第7回	5月27日(金)	川上集会所	大字松木全域
第8回	5月30日(月)	野矢小学校体育館	野矢小学校区
第9回	5月31日(火)	東部集会所	飯田東部全域
第10回	6月3日(金)	役場301会議室	大字後野上・墨野・引治

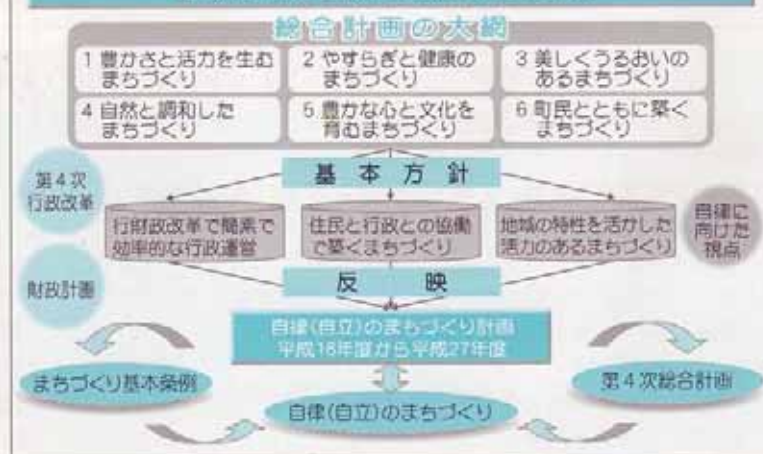
- * 時間はいずれも午後8時からです。
 - * 会場の割り当ては目安です。どの会場に何回参加されてもかまいません。
 - * 5月24日以降の分だけ記載しています。
- タウンミーティングに関するお問い合わせは、企画調整課(☎76-3807)まで。

「自律(自立)のまちづくり計画(仮称)」の推進期間は平成18年度から平成27年度までの10年間。「第3次総合計画」(平成14年策定)での「豊かさ」と活力を生むまちづくり」など6項目からなる大綱を基本に、「住民との協働」などに重点を置いたものとなります。また、「第4次行政改革」(4/10ページ参照)や今後10年間の調和が保たれたものとなります。(下図参照)

九重町では、「自律(自立)のまちづくり計画(仮称)」の策定作業を進めており、役場内に町長を本部長に、特別職・管理職から成る「自律推進計画推進本部」(14人)と、課長を除く職員12人で構成される「自律推進計画検討委員会」を設置、「住民と行政のあり方」や「事務・事業の課題や問題点」「行政サービスと住民負担のあり方」などを検討しています。今後は、議会や「町民が考える九重町まちづくり会議」(甲斐素純座長)と協議を重ねるとともに、住民からの意見などを聞いたうえで、この秋に計画を完成したいとしています。

自律(自立)のまちづくり計画の策定について

第3次総合計画まちづくり理念「3万人の人々が集い、ふれあう魅力あるまちづくり」
定住人口1万人・交流人口2万人のやささぎタウン



■ 参事を配属しました

平成17年4月より、次の3課に参事が配属されています。

参事は課長と並んで管理職として職員を指揮監督していますが、課長が課全般を統括するのに対して、参事は町長の特命により課の専門的な事務を行います。

ふれあい生活課参事

主な業務内容 保健センター、温泉館の管理運営に関すること。飯田高原診療所、社会福祉協議会の支援に関すること。

農林課参事

主な業務内容 農業委員会に関すること。

教育振興課参事

主な業務内容 小中学校の学校編成に関すること。保育園と幼稚園を一体的に運営しているこども園の円滑な運営に関すること。



総合案内に関するお問い合わせは、ふれあい生活課(☎76-3801)まで

介護保険住宅改修の施工事業者の登録募集を行います!

介護保険制度を利用すると、住宅改修は20万円を上限として対象金額の9割が支給されます。

今までは、被保険者(住宅改修をした人)は、一旦費用の全額を事業者を支払った後、9割分の支給申請を保険者(九重町)に行っていました。平成16年7月からは登録事業者が行った工事で、対象部分は被保険者が1割分の負担だけで工事が出来るようになりました(受領委任方式)。

今年度の登録事業者を募集します。

法人の場合は玖珠郡内に事業所を有する事業者、個人の場合は玖珠郡内に居住している人が対象となります。

募集締め切り日 平成17年5月31日(火曜)

登録申請書は、役場ふれあい生活課にあります。

詳しいことはふれあい生活課介護保険係までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 ☎ 76-3802

介護保険で出来る住宅改修Q & A

介護保険から住宅改修費の支給が受けられます

どんな人が対象になるの?

介護保険の要介護認定で、要支援・要介護1～5と認定された人が対象となります。

いくら支給されるの?

要介護度にかかわらず、支給限度額を20万円として、住宅改修に要した費用の9割が介護保険から支給されます。利用できるのは原則として、現在の住まいについて1回です。

どんな改修が出来るの?

①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止、移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸などへの扉の取替 ⑤洋式便器などへの便器の取替 ⑥①～⑤の改修にともなって必要となる工事

おおいたおすすめ和み空間募集

地域住民が子どもの頃から身近に親しみ、なじんできた自然環境で、次の世代へと守り継ぐべき財産として保全活動をしている空間を「おおいたおすすめ和み空間」として募集します。

選定された「和み空間」とそれを守り育てるボランティアグループの活動は、県のホームページや広報誌等を通じて広く県民に紹介します。

1. 応募資格

地域の自然環境を保全するため、定期的に活動している地域ボランティアグループ

2. 応募方法

役場ふれあい生活課(1階)や保健所に備え付けの応募用紙に必要事項を記入のうえ、写真など必要な資料を添付し、役場ふれあい生活課環境保全係(☎76-3801)に提出してください。県のホームページからも応募できます。

3. 募集期間

平成17年6月1日(水)～7月22日(金)。発表は10月。

4. 問い合わせ

大分県環境保全課大気保全班
(☎097-536-1111 内線3113・3114)
E-mail al3350@pref.oita.lg.jp

児童手当制度について ご存知ですか？

《支給対象》⇒ 生まれた日の翌月から9歳到達後最初の3月31日まで支給されます（小学校第3学年修了前特例給付）。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については、前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。また、公務員については、勤務先にお尋ねください。

《支給金額》⇒ 最初の子ども 5,000円（月額）
2人目の子ども 5,000円（月額）
3人目の子ども 10,000円（月額）

（例）最初の子どもが19歳、2人目が10歳、3人目が5歳、4人目が2歳の場合
児童手当がもらえるのは、3人目のお子さんが月額5,000円、4人目のお子さんが、10,000円です。（児童とは「18歳になった年の最初の3月31日まで」なので、19歳のお子さんは児童としてカウントされません。）

《児童手当の支払時期》⇒

毎年2月・6月・10月にそれぞれの前月分（例えば、6月には、2月・3月・4月・5月の4か月分）までの手当がまとめて支給されます。



精神保健家族教室

対象は統合失調症（以前「精神分裂病」と呼ばれていた病名）で治療中の方のご家族です。

日時・プログラム

回	日時	テーマ
1	6月1日(水)	病気のしくみ、対処の工夫
2	7月13日(水)	治療の作用・副作用、対処の工夫
3	8月10日(水)	受けられる援助、回復者からの報告

時間はいずれも13:00~16:00

場 所 大分県精神保健福祉センター
(ハートコムおおいた) 研修室

参加費 600円（テキスト代）

申し込みは、大分県精神保健福祉センター（ハートコムおおいた）

☎ 097-541-6290 FAX 097-541-6627
大分市大字玉沢908（わさだタウンの近く）

受給者の方へ

★現況届について

現在児童手当を受けているすべての人は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。6月上旬に児童手当を受給されている方には、「児童手当現況届」を郵送しますが、児童手当の受給資格があると思われる方で現況届が6月10日までに送付されない場合は、お問い合わせください。

★現況届に必要な添付書類

- ・受給者が被用者（サラリーマン等）である場合は、健康保険被保険者証の写し
- ・その年の1月1日現在、九重町に住所がなかった場合は、前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（合計所得金額と扶養人数、医療費控除等が記載されているもの）
- ・その他必要に応じて、提出する書類があります。

② この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

★現在の届出の内容が変わったとき

☆他の市区町村に転出する場合

他の市区町村に転出する場合は、九重町での児童手当の受給資格が消滅しますのでふれあい生活課までお越しください。転出先の市区町村で手当を受けるためには、新たに認定請求書の提出が必要になります。

☆養育する児童が増えた場合

出生などにより支給対象児童が増えたときは、「額改定認定請求書」の提出が必要です。

☆加入している年金が変わったとき

受給者の方が退職などにより被用者でなくなった場合（厚生年金から国民年金へ変わった場合）には、受給資格が消滅することがありますのでお問い合わせください。

この他にも九重町内で転居した場合や受給者や支給対象児童の氏名が変わったとき等にも各種届が必要です。

問い合わせ先 ふれあい生活課 ふれあい福祉係 ☎ 76-3802

環境を通じて大分の良さを再発見！

エコ・ボランティアメンバー募集

大分県では、地域で開催される行事を通じて、ボランティアの方々と地域の方々とが一体となって楽しみながら環境についての輪を広げるエコ・コミュニケーション実践事業を行っています。それらの行事に参加し、楽しみながら環境美化・保全活動を行っていただける「エコ・ボランティアメンバー」を募集しています。

大分県の自然を満喫しながら楽しく活動してみませんか。

詳しくは「エコ・ボランティアメンバー」申込書をご覧ください。

申込書は、ふれあい生活課環境保全係（☎ 76-3801）にあります



健康づくりはお口の健康から

元気な歯をまもろう

保健

白く輝く歯は、お子さんの大切な財産です。お子さんが自分の力で、自分の歯を守れるようになるまで、この財産をみんなで大切に守り育てましょう。

むし歯は、大切な歯の働きや形をそこなう一番の大敵です。九重町では、大分県や全国からみても子どもにむし歯が多い状況です。

そこで、玖珠郡歯科医師会や保育園等と「歯科保健検討会」を開催し、「3歳児の一人あたりのむし歯本数を2本にしよう!」を目標に平成12年度から様々な取り組みをしてきました。その結果、少しずつですが次のように目標値に近づいてきました。



目標に近づいてきたものの、全国に比べるとまだまだです。子どもの保護者だけでなく、家族そして地域みんなで、むし歯にならない環境づくりをしましょう。

歯の衛生週間



6月4日～6月10日

むし歯ができるのを防ぐには・・・

1. 強い歯をつくる

(栄養バランス)



2. 虫歯菌を減らす

(歯みがき)

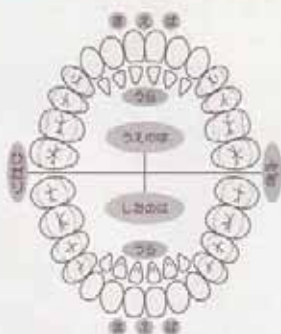


3. 甘い食べ物をコントロールする



(糖分の制限)

「はなしなしか」 歯の健康まつり



歯科保健の普及向上を図るとともに、むし歯予防に大切な歯科衛生の認識及び関心を高めることが目的です。

日時 平成17年 6月5日(日) 午前10時より午後2時

場所 トキハインダストリー

玖珠センター3階大ホール(玖珠町塚脇)

- 内容
- ① 歯の衛生図画ポスター展示及び表彰式
 - ② 母と子のよい歯のコンクール審査及び表彰式
 - ③ 高齢者のよい歯のコンクール審査及び表彰式
 - ④ 口腔ケア用品配布
 - ⑤ 歯科健康相談
 - ⑥ 歯みがき指導、フッ素塗布
 - ⑦ その他

連絡先 玖珠郡歯科医師会 担当: 倉成歯科医院 (☎72-0450)

※「はなしなしか」とは、「歯なし(になるのは)何故か」を考え、「話? 歯科」で知識を得、「歯なし無し化」を達成して、歯科保健の増進をはかろうとする大分県歯科医師会が提唱している運動のことです。

まだパワーが うずうず



生きがい健康づくり大作戦（高齢者の生きがいと健康づくり推進大会）が3月17日、九重文化センターで行われ約300人が参加しました。老人クラブなどの関係機関で構成される「高齢者の生きがいと健康づくり推進会議」が主催。同会議は、高齢者が生きがいを持ちながら家庭や地域社会で生活するための支援や施策を調査研究、平成16年度は「高齢者が参加しやすい活動の場をつくっていこう」をテーマに、高齢者の交流活動の場として「ふれあい・いきいきサロン」を新たに立ち上げました。

大会では1年間の活動や調査研究結果の報告がされたほか、保育園児との「もちつき踊り」や地域活動に取り組んでいる高齢者3人の発表がありました。活動発表では「自分が好きなことを仲間を作りながら進めることで、地域づくりに役立つ」といったことが話され、会場からは、「自然を大切に育てる」

や「生涯青春」といった発言に示唆を受け、励まされたという声が聞かれました。

最後に自治体問題研究所主任研究員・池上洋通さんの講演「みんなが力を出し合って暮らす明るいまち」が行われました。池上さんは、「地方自治の根幹は、人は一人で生きることができないことを認め合うこと」とし、「笑顔で世話焼きをしあうことが大切だ」と参加者に訴えていました。

「大会を通じて、心に残ることがいっぱいあった。高齢者にはまだパワーがうずうずしている。このパワーを引き出すまちづくりを」と参加者の一人は話していました。

池上洋通さんの講演録が出来ました。

ご希望の方は保健センター（☎ 76-3838）

または、fureai@town.kokonoe.lg.jpまで。

身も心も躍り出し、 健康に



「みんなで楽しくフォークダンス」が3月25日、九重文化センター体育館で行われました。生活習慣病予防や健康を維持していく上で大切な運動を実践できるきっかけを、と町内の健康づくりグループ「歩かん会」が主催したもので、「九重町老人クラブ連合会」との共催となりました。

参加者約60人は、大分県フォークダンス連盟から派遣された6人の講師の指導を受けながら、挑戦。課題曲は6曲。オクラホマミキサーなどの有名曲は避け、歌謡曲やコマーシャルソングが題材に選ばれていました。

「フォークダンスは学生時代以来」という人がほとんどで、「とても楽しいのですが、ついていくのに精一杯」といった声が聞かれました。フォークダンス連盟理事長の金子博さんは「自然と笑顔が出るのがフォークダンスの魅力。愛好者を増やすため、九重町でも指導者の育成を」と話していました。同連盟は登録者1,000人。大分市では「引きこもり高齢者」に対するフォークダンス教室を月2回開催しており、効果をあげています。

県の組織改正について

4月から保健福祉サービスを一体的に推進する新たな組織として「日田玖珠県民保健福祉センター」が設置されました。

保健部門としては、「玖珠支所」が「玖珠保健支所」へ改称されました。疾病の予防や食品衛生などの保健業務を引き続き行います。

福祉部門としては、「地域福祉室」が設置され、福祉事務所が行っていた生活保護の実施、母子寡婦世帯の相談、児童の援護などの業務を引き続き行います。

日田玖珠県民保健福祉センター

（旧 日田玖珠保健所）

住所：日田市田島2-2-5

☎ 0973-23-3133

地域福祉室（旧 福祉事務所）

住所：日田市城町1-1-10（日田総合庁舎内）

☎ 0973-23-2215

玖珠保健支所（旧 玖珠支所）

住所：玖珠町塚脇113-2 ☎ 72-1150

● 町内各地で入学式



学校には楽しいことがたくさん

町内の小学校（6校）の入学式が4月13日に行われました。このうち、野上小学校では15人が入学。入学式で佐藤薫校長は「早く学校になれて、大好きになってください」と新入生にあいさつ、在校生からは「学校には楽しいことがいっぱいあります。休み時間は一緒に遊びましょう」といった歓迎の言葉が述べられたほか、「早く覚えて一緒に歌いましょう」と校歌のプレゼントなどがありました。

町内の小学校の新入学児童は、昨年より25人少ない69人。今後数年間は、ほぼ横ばいで推移する見込みです。中学校の入学式は4月12日に行われました（新入学生徒は98人）。

各学校の新入学児童生徒数は次のとおり。

学校名	東飯田小	野上小	野矢小	飯田小	淮園小	南山田小
児童数	19	15	2	17	5	11

学校名	東飯田中	野上中	飯田中	南山田中
生徒数	23	25	20	30

● 高齢者も負けじと勉強

寿大学入学式

寿大学の入学式と始業式が4月20日、九重文化センターで行われました。35期目となる今年の入学生は30人。在学生と合わせて154人の新学期が始まりました。式では同大学の学長となる坂本町長が「今この瞬間を精一杯生きる」という意味の言葉「而今（じこん）」を引用、「この言葉のように充実した日々を過ごし、学習活動をしてほしい」と激励しました。

寿大学は「高齢者の生きがいと自負心」を生み出すため、昭和46（1971）年に発足。実際の大学と同じように単位制などがしられています。卒業後も研究生として残る人も多く、その成果は九重町の貴重な財産となっています。同大学は3年制で、1ヶ月に1回のペースで開講。全員で受ける一般教養課程のほか、郷土史、手芸、ワープロ、水墨画などの専門課程が準備されています。



佐藤公信さん（後野上）は、16年連続無欠席にチャレンジ。年齢を聞いてびっくり。88歳です。とても若々しい。「90歳まではがんばりますよ」と佐藤さん。



手前が新入学生のみなさん

● 「子育て新時代」スタート



「こども園」の入園式が4月8日、一斉に行われました。「こども園」は、これまでの幼稚園、保育園を地区ごとに一体化したもので、町内4カ所に設置されています。今年度の入園者は全町で275人。このうち南山田こども園（木の実保育園・明倫幼稚園）では75人が入園しました。入園式は明倫幼稚園（年長組）で行われ、入園児のほか約80人の保護者や関係者が参加。園長や町長などのあいさつがあった後、保護者を代表して矢野正幸さんが「子どもたちには仲間作り

を通じて、助け合いの気持ちを持ち、感性豊かに育ってほしい。保護者も園の運営に関わりながら子どもと一緒に成長したい」とあいさつしました。

「こども園」は、国の構造改革特区（→NOTE）の認定を受け（3月28日）、今年度スタート。0歳から3歳までを「年少組（保育園施設を活用）」、4歳から5歳までを「年長組（幼稚園施設を活用）」とし、年齢に応じた就学前保育・教育を行うことで、保育（教育）の質向上が期待できます。「こども園」のような幼保一体化の取り組みは県内初。

NOTE

構造改革特区とは

経済、教育、環境、農業、福祉などの分野で、地方自治体や民間事業者などの自発的なアイディアによって、地域を限定し規制を撤廃・緩和し、特色あるまちづくりなどを進める制度。平成15年から申請が始まり、これまでに全国で549の計画（実施主体は513）が認定されている。

図書館だより



読み きかせ

子どもさんやお孫さん、甥っ子姪っ子に絵本を読んであげたいと図書館に来られる方が多いのですが、本の選び方や本の読み方が難しいという声を聞きます。今回は、絵本の読みかきのポイントをいくつかご紹介したいと思います。

図書館開館時間
平日 10:00~18:00
土・日 9:00~17:00
月・祝 休み

★コレだけはおさえておきたい 読み方のポイント★

- ① 意味がわかることが第一。はっきりとした声で。
- ② 速度は自分で思っているよりもゆっくり、なおかつテンポよく。ただし、タラタラとゆっくりは 違うので注意。
- ③ 感情移入すると聞いているほうは疲れてしまうので、むしろ淡々と。自然な読み方で。
- ④ 声色より速度や間の取り方で声の主を分けるようにする。感情移入や声色が過ぎると、子どもには本より面白い読み方だけが印象に残ってしまう。
- ⑤ 滑舌（なめらかに、聞きとりやすく喋る）の訓練を心がける。
- ⑥ アニメ声を使わず、普段の声で。



▲図書館の児童コーナーには
絵本がたくさん

★本の選び方★

- 子どもの年齢に合わせる。（本の裏などに対象年齢が書いているので参考に）
- 子どもの読書経験を考える。
- 季節感があまりにズレたものは選ばないようにする。

◎読書アドバイザー児玉ひろ美さん（東京都）のアドバイスを参考にしました。

子どもはもちろん自分も楽しめる読みかきができるといいですね！！

榎木孝明さん（俳優・画家）ご本人より寄贈していただきました。ありがとうございます。

風の旅、心の旅
自分への旅 風の旅、心の旅2
水と緑と光の大地
鷹の道
東京散歩 水辺の光にさそわれて
東京賛歌 足の向くまま 気の向くままに
スルー漂流
チベットの驢（あお）

榎木孝明 風の人 浅見光彦ワールド①
榎木孝明 風の瞳 浅見光彦ワールド②
榎木孝明 ヒマラヤ物語
榎木孝明 光と影の交差点 イタリア水彩紀行
榎木孝明 空の詩 インド・チベット聖地への旅
榎木孝明 旅の面影
榎木孝明 ギリシャの風に吹かれて
榎木孝明 この今を生きる

榎木孝明・画 内田康夫・文
榎木孝明・画 内田康夫・文
榎木孝明・画 内田康夫・文
榎木孝明
榎木孝明
榎木孝明
榎木孝明
榎木孝明



九重の風景は手ごわい

「絵画愛好者交流会」が4月16日・17日の2日間、泉水グリーンパークで行われました。毎年秋に開催されている「九重の自然を描く絵画展」出品者の間で、「絵だけでなく実際の交流も」と始まったもので、今年で8回目。この日は、県内外から18人が集まり、交流を深めました。宮崎県から、絵画教室の仲間とともに参加した女性は、「来れば来るほど、味がある」と九重の風景に魅了された様子。1年に5、6回訪れているそうです。また、佐世保市から参加した男性は「美しさにいつも圧倒され、どう表すか苦労しています。九重の風景は手ごわい」と話していました。

14回目となる「九重の自然を描く絵画展」はこの秋に予定されています。

ここのえ柔道クラブ 部員募集中！

みんなと一緒に

強い心とたくましい体をつくろう
対象は幼稚園から小学生まで
道場は野上小学校横旧給食センターで、練習は毎週月・水・木。夜7時から9時までです。

お問い合わせは生涯学習センター
（☎ 76-3888）まで



サポーター募集中！

南アフリカの子どもたちと交流しませんか？

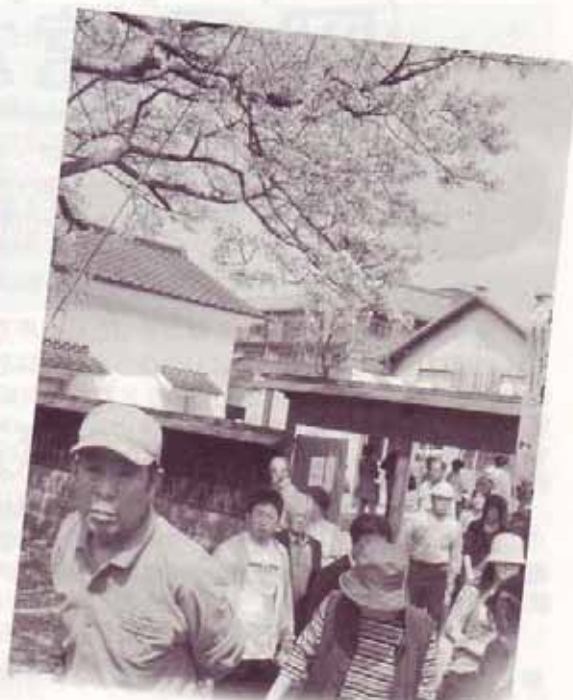
南アフリカの11歳から19歳までの男女8人が7月17日から4日間、九重町に滞在し、コンサートを開きます。そこで、滞在中の交流を企画したり、ホームステイを受け入れてくれたりするサポーターを募集しています。言葉は通じなくても大丈夫。明るく陽気な彼らとならすぐに仲良くなれます。

お問い合わせ・申し込みは九重文化センター（☎ 76-3888）まで。



桜舞い散る中、 なしか!

▶JR恵良駅もこの日は
かりは「なしか駅」に。



今年で10回目となる「なしか!祭」が4月10日に行われました。この祭りは八鹿酒造を開放して1年に1回行われるもので、出店のほか、地元のバンド「グリーングラス」のステージなどのイベント、OBSラジオの「夕方なしか」生中継などが行われました。この日は大分市や別府市からの直行バスやJR「なしか号」(1両増結)の運行も行われ、町内外から約5000人が訪れたほか、郡内の企業、高校生、地元商工会などのボランティア約90人も加わり大変にぎやかな祭りとなっていました。

風が強く、満開の桜の花びらが会場に舞ったこの日は、晴れ間が覗くことがあったものの、午後には雨が降りだす、今ひとつの天候。「来年も4月の第1か第2日曜日に開催するので、春らしい穏やかな天候を願っています」と関係者は話していました。



なしか鍋(なしかだんご汁)を担当のみなさん

東飯田二日市にある足手荒神社の「春の大祭」が4月10日にありました。同神社は毎月10日が縁日。このうち4月と9月の10日が春秋の大祭日とされています。この日も多くの人々が訪れ、奉納してある手形足形で患部を叩いたり撫でたりして平癒を祈願していました。同神社は、室町時代のものと思われる2基の宝塔を祭っており、参拝者が増えたことから昭和48年に現在地に移転。この春に神殿などを改築。参拝者の一人は改築された神社に「さわやかな気分でお参りできました」。沿道に手すりがつけられたことも「参拝しやすくなった」と好評でした。

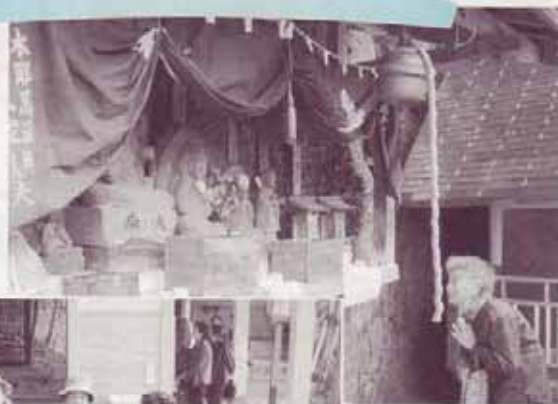
同神社は、地元・二日市地区の住民7戸によって守られており、日頃の管理のほか、縁日や大祭などでは出店や接待などを行っています。また、同神社内には「健康で長生き」を願う「延命地藏」と、「ぼっくり死ぬ」ことを願う「ぼっくりさん」という神様も祭られており、このことにより祈願者が増加したといわれています。

NOTE

荒神とは
一般的には火の神、電(カマド)神だが、地方によって様々。同族神・村落神の性格をもつ。足手荒神は九州に多い。

地域で伝承

～二日市足手荒神祭



町民の信頼を受け、 新たにスタート



九重町消防団

九重町消防団（428人）の新入団員・新役員の任命式が4月18日に九重町役場で行われました。

今年新たに団員となったのが18人、新役員は68人。任命式で辞令が交付された後、坂本町長は「消防団としての誇りがもてる活動をし、地域住民から信頼を受ける活動を」と激励。熊井正徳団長は「油断することなく、常日頃から機械器具の点検をしっかりと、いつでも出動できる態勢をもってほしい」と述べました。最後に新人団員を代表して大野謙治さんが「防火防災の意識の高揚に努めながら町民から信頼を受けたい」と決意表明、式は終了しました。

昨年の玖珠郡の火災件数は14件。そのうち8件は九重町で発生しています。

こちら 119番



地震に対する備え

地震はいつどこで発生するかわかりません。3月20日には、地震が起これにくいとされていた九州北部で福岡・西九州地震が発生し、福岡県を中心に甚大な被害を受けたばかりです。大規模地震が発生したとき、被害を最小限に抑えるには、あわてずに適切な行動をとることがきわめて重要です。

地震そのときの⑩のポイント

- ① グラツときたら身の安全
- ② すばやい消火、火の始末
- ③ 窓や戸を開け、出口を確保
- ④ 落下物、あわてて外に飛び出さない
- ⑤ 室内のガラスの破片に気をつけよう
- ⑥ 協力し合って救出・救護
- ⑦ 門や塀には近寄らない
- ⑧ 確かめ合おう、我が家の安全、隣の安全
- ⑨ 避難の前に安全確認、電気ガス
- ⑩ 正しい情報、確かな行動

そこで、次のようなことを普段から心がけ、いざというときに迅速な行動が出来るように家族で話し合い、非常持出品等の準備をしておきましょう。

春 を玄関に

4月12日、玖珠農業高等学校生物生産科3年生7人が役場を訪れ、花のプランター5つをプレゼント。役場玄関に飾りました。チューリップとスミレが植えられたこのプランターは、同科が実習の際に育てたもので、「美しいなあと思い、和んでもらえたら」と生徒は話していました。



5月のハート降る♡ここのえ

返ってきた初穂

私が勤務する小学校では毎年5年生がもち米をつくっています。保護者より田んぼをお借りして、もち米を作り始めたのが今から5年前です。手探り状態で始めたもち米作りでしたが、保護者の支援を受けながら続けてきました。今年も取り組みを始めようと計画を進めていたのですが、粉種がなかなか手に入りません。困っていたのですが、幸いにもある保護者から分けていただくことが出来るようになりました。

4月半ば、仕事の合間をぬってその保護者の方が粉種を持ってきてくれました。そして、一袋の粉種を私の前に差し出すとその方はこう言いました。

「先生、これは、あなたがうちの子（A君）にくれた四代目のもち米じゃあ。立派に育ちよるばい」

それからしばらくの間、当時のことを詳しく話してくれました。それは今から5年前の話です。もち米作りを始めたとき、苗が余ったので、希望する子どもたちに分け与えました。その中の一人にA君がいました。苗を持ち帰ったA君は田んぼの一面をもらい受け、その苗を植えたのです。

そして収穫のとき、親子で話し合ったそうです。

「出来たもち米は食べてしまえば、それで終わる。でも、食べるのを我慢して来年に託すべく、次の年にはこれよりたくさんのもち米が出来るぞと伝え、A君もその言葉に従ったそうです。そして、その年はもち米をそのまま来年の種として、次の年の実りへとつないだとのことでした。それで降、A君の家では、もち米を作っています。子どもが帰って帰ってきた苗から親子で実りについて考えてくれたことに、温かいものを感じさせられました。また、渡したもち米が数年を経て返ってきたことにも感慨深いものがありました。両手にのったもち米の袋を眺めながら、A君親子のふれあいをほんのわずかに垣間見た気がしました。

伝えたい「ちよっといい話」「心あたまる話」をぜひお寄せください。町内各所に投稿用のボックスを設置していますので、そこに投稿するか、「ハート降るここのえ」メンバーへご連絡ください。

連絡先 佐藤明郎（☎76-25526）

くらの情報

自衛官募集案内

募集種目 2等陸・海・空士
応募資格 18歳以上27歳未満の男子
受付 6月2日(木)まで
試験日 6月5日(日)
試験会場 別府駐屯地

詳しくは役場ふれあい生活課又は大分地連玖珠連絡所
(☎72-1116 内線371)

平成18年歌会始のお題及び詠進について

平成18年歌会始のお題は「笑み」と定められました。
「笑」の文字を使用していればよく、言葉の成り立ちは異にしますが、「笑み」も差し支えありません。

自作の短歌で一人一首とし、未発表ものに限りです。
用紙は習字用の半紙とし、毛筆で自書してください。

*病気又は身体障害のため自書できない場合は代筆・ワープロ・パソコンで詠進ができます(別紙で理由を記載等の要領あり)。点字でも差し支えありません。

書式は半紙を横長に使い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号・住所・電話番号・氏名(本名・ふりがなつき)・生年月日及び職業を縦書きで書いてください。無職の場合は「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合はなるべく元の職業を書いてください)。

詠進期間 9月30日まで(当日消印有効)

郵送の宛先 〒100-8111 宮内庁

*封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

*お問い合わせは、返信用封筒を添えて、上記「宮内庁式部職」まで。

交通遺児育英会奨学生募集

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高校以上の生徒・学生に奨学金を貸与(無利子)しています。

奨学金月額(学校によって) 2万円~10万円

入学一時金(学校によって) 30万円~40万円

募集期間、資格等は学校別に違います。お問い合わせください。

(財)交通遺児育英会 (☎03-3556-0773)

フリーダイヤル 0120-521286

(受付時間9:00~17:30、土日祝日除く)

ホームページ <http://www.kotsuiji.com>



平成17年町内地区別事故発生状況(累計、県地)

地区別	人身事故		物損事故		件数計
	死者	負傷者	件数	事故	
東飯田	0	1	1	11	12
野上	0	3	2	13	15
飯田	1	21	10	77	87
南山田	1	14	6	29	35
計	2	39	19	130	149

(平成17年4月末現在)

若年求職者(おおむね30歳未満)の方へ

働くということ・・・

ひとりで悩んでない?

ーカウンセリングについて(予約制・無料)ー

専門のカウンセラーが幅広く相談(毎週火曜日)に応じます。就職活動に専念できる環境を整えるため、仕事以外の悩みもお受けします。

★具体的にはどんな悩みの?

- ・どんな仕事に就いてよいか分からない、やりたいことが分からない
- ・就職活動に意欲がもてない、不安である
- ・職場での対人関係が苦手・・・等々さまざまです。

まずは来所されるか、お電話をください。

ワークプラザ(ハローワーク大分) ☎097-533-8600

若年者職業相談コーナー 担当: 吉川

<http://www.ob.go.jp/nwsorin/plaza.html>

ふるさとづくり賞募集

応募の対象

- ①集団の部 住民による自主的集団で地域社会づくり運動に取り組んでいる集団
- ②企業の部 住民との連携により地域社会づくり運動を展開している企業及び商店街連合会など企業の連合体

応募締切 平成17年6月6日(月)

応募の方法は、規定の応募用紙(広報係にあります)を見るか、次のところにお問い合わせください。

問い合わせ

(財)あしたの日本を創る協会「ふるさとづくり賞」係

☎03-3501-8001 E-mail ashita@netjoy.ne.jp

または大分県生活学校連絡協議会

(☎097-541-5354 小野さん)

ホームページ <http://www.ashita.or.jp/>

大分県調理師試験

試験期日 平成17年8月11日(木) 午前9:30~11:45

試験会場 別府大学(別府市北石垣)

受験資格

①学歴

中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した人

②調理実務経験

多人数に対して飲食物を調理して供与する施設または営業において2年以上調理の業務に従事した人(詳細についてはお問い合わせください)

願書等の提出期間 平成17年6月13日(月)~17日(金)

受付時間は各日とも8:30~17:15

受験手数料及び納入方法

受験手数料: 6,200円

納入方法: 願書提出の際に現金で納入。受験願書受理後の受験手数料は返還しません。

受験願書配布・提出及びお問い合わせ先

日田玖珠県民保健福祉センター 総務企画課

☎0973-23-3133

*願書は玖珠支所でも配布します。

2005 大分県職員募集

試験種類	受付期間	第1次試験日
上級試験 医療免許資格職試験Ⅰ	5月12日(木) ～5月31日(火)	6月26日(日)
初級試験 中級試験 医療免許資格職試験Ⅱ	8月5日(金) ～8月24日(水)	9月25日(日)
警察官B 警察官B(女性)	8月5日(金) ～8月24日(水)	10月16日(日)

*インターネット受付もしますが、上記期間よりも短期間となっていますので、ご注意ください。

お問い合わせ 大分県人事委員会事務局
〒870-8501 大分市大手町3-1-1

☎ 097-536-1111 内線5200・5212

*警察官採用については、大分県警本部警務課
(☎0120-204-110)でも受け付けています。

*受験案内・申込書は大分県玖珠九重地方振興局(玖珠町)にあります(警察官の分は警察署にもあります)。

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/22000/>

国民年金保険料の 「若年者納付猶予制度」ができました

20歳代の若年者(学生を除く)については、世帯主である親と同居していても、本人と配偶者の所得が一定以下の場合には納付が猶予されます。この場合、年金の受給資格期間には反映されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。猶予された期間については、その後10年以内であれば保険料を納めることが出来ます。(2年以上経過後は当時の保険料額に一定の金額が加算されます)

手続きは住民票のある市町村役場の国民年金係でお願いします。

なお、学生の場合は「学生納付特例制度」をご利用ください。

個人事業者の消費税及び 地方消費税の中間報告について

平成16年分の確定消費税額が48万円を超え、400万円以下の個人事業者の方は平成17年分の消費税について中間申告が必要です。また、消費税の中間申告が必要な方は消費税の中間申告納付額の25%に相当する金額を、地方消費税の中間申告納付額として、消費税の中間申告と併せて申告し、納付しなければなりません。中間申告・納付期限は平成17年8月31日(水)です。

問い合わせ 日田税務署 ☎ 0973-23-2136

今月の 年金相談

日時 5月25日(水)10:00～15:00

場所 九重町役場1階・102会議室

日曜無料遺言法律相談

相談担当 日田公証役場公証人

予約制 平日に事前電話受付します。
(予約電話番号 0973-24-6751)

相談日 (いずれも日曜日)

6月分は5日と19日

7月分は10日と24日

場所 日田公証役場(日田市市島2丁目 日田市役所前交差点南東角)

相談内容 遺言のほか、相続、高齢者等の財産管理、土地・建物の賃貸借、金銭貸借、離婚、尊厳死宣言、会社定款など

相談時間 午前9時～午後5時(1組約1時間)

守って!電波のルール

～6月1日から10日までは電波利用保護週間です～

ルールを守らない不法無線局から発射される電波は、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害したりするだけでなく、警察や消防・防災などの無線通信に混信・妨害を生じさせます。

不法無線局を開設したり、運用したりすると、電波法違反で罰せられます。

一人ひとりがルール(電波法)を守って、クリーンな電波環境をつくりましょう。

電波に関する困りごと、ご相談は次のところまで
九州総合通信局 <http://www.kbt.go.jp/>

○ 不法無線局、混信・妨害 ☎ 096-368-8656

○ テレビ・ラジオの受信障害 ☎ 096-326-7873

○ 電波利用料 ☎ 096-326-7805

○ その他相談 ☎ 096-326-7819



町営住宅及び県営住宅入居者募集

募集住宅① 町営吉部住宅1戸

(3DK・九重町大字田野1712-68)

募集住宅② 町営松岡台住宅1戸

(3LDK・九重町大字右田3150)

募集住宅③ 県営松岡台住宅1戸

(2DK・九重町大字右田3150)

申込期限 平成17年6月10日(金)

問い合わせ・申込先 建設課計画管理係(☎76-3811)

今月の納税

納期限5月31日

【国民健康保険税】(仮算定)

【軽自動車税】(全期)

【固定資産税】(第1期)

人権 心の扉

NO.113

すべての人が笑顔で過ごせる社会の実現を願って、「第2回笑顔の写真コンクール」があり、入賞作品が決まりました。最優秀賞に選ばれた

のは、孫が三輪車の練習で見せる笑顔を撮影したもので、とてもかわ

いい輝きの顔がそこにありました。あなたの周りにもいつか輝いて、生きいきとしてい

る人はいませんか？

輝いている人の顔を見ると、笑顔と元氣、やる気をもらい、思いやりや、やさしさも感じる

ことがあります。輝いている人は、顔だけでなく心も輝

いているのです。心（心の財）こころのたから」ということば

を聞いたことがあります。「心の財」とは、心の豊かさ、他人を思いやる優しさ、

人間性の豊かさのことを言うそうです。

人権が尊重される社会、人権や差別を考

えるときにとても必要なことだと思いま

す。人権問題は、自分自身に問いかけて

みると、一番身近に感じます。

・今、安心して生きていますか？

・自分に自信が持っていますか？

輝きの顔



第2回笑顔の写真コンクール
最優秀賞 吉田京子さん
(佐伯市) の作品

・学校で友達と楽しく過ごせていますか？
・楽しく子育てしていますか？
・今、職場で楽しく仕事をしていますか？
・今、輝いていますか？
あなたも自分に問いかけてみてください。
みんなが自分らしく輝き、生きてゆくのは、大切な権利です。一人ひとりの心が豊かになると人権も大きく変わっていくのではないのでしょうか。輝きの顔とは、「笑顔」の外面の輝きだけではなく内面の「心」の輝きが大切だと思えます。内面からの輝き、「心」磨きをしてゆきたいですね。相田みつを作品集の中に「しあわせは いつも自分のこころがきめる」とあります。心豊かにいつもしあわせでいたいものです。

＝平成17年5月・6月休日当番＝

病	月	日	医療機関名	住 所	電 話
院	5月	22日	井 上 医 院	恵 良	76-2711
			北山田クリニック	北 山 田	73-2030
		29日	友成(産婦人科)医院	塚 脇	72-0330
			武 田 医 院	森	72-0170
	6月	5日	小 中 病 院	塚 脇	72-2167
			飯田高原診療所	飯 田	79-2138
		12日	高 田 病 院	春日町	72-2135
			矢 原 医 院	野 上	77-6121
		19日	長内科小児科胃腸科医院	春日町	72-2143
			麻生消化器科内科医院	山 田	72-7100
		26日	三池循環器科内科医院	塚 脇	72-6101
			友成(町田)医院	町 田	78-8811

歯	月	日	医療機関名	住 所	電 話
科	5月	22日	是 永 歯 科 医 院	玖珠町	72-1020
		29日	小 野 歯 科 医 院	天瀬町	0973-57-2102
	6月	5日	伊 藤 歯 科 医 院	日田市	0973-24-5700
		12日	(玖珠)相良歯科医院	玖珠町	72-0214
		19日	はたの歯科医院	日田市	0973-22-7736
		26日	樋口歯科クリニック	日田市	0973-22-8881

獣	月	日	獣医師名	電 話
医	5月	28日	佐 藤 獣 医	77-6448
	6月	5日・18日・26日		
	5月	22日	山 本 獣 医	78-9101
	6月	4日・12日・25日		
	5月	21日・29日	甲 斐 獣 医	76-3324
	6月	11日・19日		

ス	月	日	店 名	月	日	店 名
タ	5月	22日	森 石 油	6月	12日	竹 尾 石 油
		29日	小 幡 石 油		19日	森 石 油
	6月	5日	河 野 石 油		26日	小 幡 石 油

備考 大分県中西部農業共済組合 ☎73409
休日当番の電話番号(携帯)は 090-5721-8191

★都合で変更する場合があります 玖珠消防署：●救急は119番 ☎72-2141 ●火災の確認は ☎72-5100

若葉風農夫の嫁の忙ぎ足
ざわめきて命生れし竹の秋
仰ぎ見て若葉を一句詠んで見る
大木の枝振りかえる若葉かな
目にしみる大パノラマの若葉かな
窓越しの若葉日増しにふえにけり
初孫の祝に添えし若葉餅
鳴子川吹き行く風に新樹燃ゆ
新樹の下ここぞとはしゃぐ小猫かな
宝宮塔を見上げて新樹燃ゆ
耶馬溪や新樹潜りて友に会う
別荘やゴミ溜めかくす竹の秋
よその子の育つ早さよ竹の秋
風吹けば通り道なる竹の秋
眠剤のいらぬ飼犬竹の秋
家に居て森林浴の若葉風

「若葉風農夫の嫁の忙ぎ足」若葉風は又、農繁期のシグナル。「ざわめきて命生れし竹の秋」竹落葉降る地面、地下に新生命が育つ。季重ね（季語が二つ以上は避けた方がよいが、やむを得ぬ季重ねの場合、どちらか一つを主に、他を副に表現すればよい）。

選者 麻生 良昭

このコーナーは町民どなたでも応募できます。ハガキに作品名と住所、氏名、電話番号をお書きのうえ企画調整課広報係まで応募を。なお、応募作品は返却しません。

井上 マキ
玉井多喜子
赤峰 幸子
佐藤 元八
佐藤 修正
藤澤 節子
森高マサヨ
小野ミツノ
岩尾 奈加
原田 孟一
原田 勝子
佐藤 節代
清竹 勇藏
甲斐 和子
伊東 匡子
選者 吟

添削がありますのでご了承ください。 広報

このえ 時間旅行

ふるさと再発見 131

地名を歩く 平家山～その1

九重町文化財調査員 甲斐素純

橋のすぐ下、潮流急な海峡（幅七〇メートル）である。源平合戦の絵画は、現在下関市の安徳天皇を祀る赤間神宮にあり、山口県の指定を受けている。その一部を陶板に焼き上げ拡大したものが、海峡を見下ろす門司側のかつて門司城があった古城山の中腹に設置されている。

「壇ノ浦の合戦」で敗れ散り散りになった平家は、全国各地へと落ちていった。これが今にいう「平家落人伝説」である。鹿児島県の鬼界島や東北地方にまで広がり、各地にその謂われ、伝説を残している。

今年は九重文化センターが開館して、五周年となる。歴史資料館では、毎年秋の企画展（10月中開催）として九重ふるさと祭りと合わせて、歴史資料展を開催してきたが、本年は特に力を入れ、平家落人伝説に視点をあて、特集する予定。町の文化財担当者を中心に、文化財調査員一揃になつて準備の最盛中。他県からも貴重な資料を借用、展示する予定であり、期間中ぜひ足を運んでもらいたい。

落人の一部は、壇ノ浦から源氏の追つ手を逃れて、山の奥地へと次第、次第に分け入った。そして玖珠の谷松木川の最上流部へ入り込んだ。平家山の山懐に抱かれて、ひっそりと過ごした。平家の落人が住んでいたの、後世いつしかそこを「平家山」（標高一〇二三メートル）と呼ぶようになったものと思われる。

落人はここ平家山までたどり着いたが、なお深山幽谷を求めてさらに深く分け入った所が、宮崎県椎葉の里。このことを記した書物が、『椎葉山根元記』。本場椎葉の人々は、かつて自分たちが一時住んでいたのは、豊後の平家山というところと言ひ伝えている。



海中に身を投じる平家の女人(源平合戦図絵より)

人の動き

弔慰

お悔やみ申し上げます

おめでとうございます

出生

おなまえ	年齢	行政区
小川 英男	76	前 辻 二
時松 司	73	北 方 下
麻生 巳津	76	富 来 口
長石 龍夫	89	上 旦
木村 ナツ子	84	釘 野
楳木 トミカ	90	青山通り
高倉 寅男	78	重 原
湯淺 利春	70	下右田(東)
梅木 仁一郎	91	茅原小野
梅木 健	70	菅原本村
奥返 ハナ	84	陣の内下
後藤 日出生	75	旭
河野 ミエ	87	南 恵 良
西村 トミ子	87	中 央 二
佐藤 リカヲ	92	後 野 上
永樂 定美	79	物 見 塚

4月1日～4月30日届出分

(敬称略)

おなまえ	性別	保護者	行政区
吉光 陽弥	男	豊	桐木一
河野 巧	男	隆通	野矢

人口と世帯

人口 11,620 人 (－40)
 男 5,524 人 (－21)
 女 6,096 人 (－19)
 世帯 3,895 (－5)
 () は前月との増減

九重自然観察ガイド 研修講座受講者募集

飯田高原の自然を楽しみながら自然観察の基礎を学んでみませんか？

平成17年6月19日(日)を開講日として、以後3年間。原則として毎月第3日曜日、午前10時～午後3時(年間最低6回の参加が必要です)。内容は講義と実習、募集人員は20～30人程度。6月10日まで募集。

会 場 長者原ビジターセンター

(飯田高原)

受講料は資料代ほか

対象は、「九重の自然がこよなく好きな方」で、修了後は「九重の自然を守る会の会員として、自然観察会に積極的に参加できる方」です。

お問合せ先 長者原ビジターセンター

(☎ 79-2154)

6月の町長と語る ふれあいタイム

6月は夜間も行います。

6月11日(第2土曜日)

午後6時～午後9時(夜間開催)

6月25日(第4土曜日)

午前10時～午後4時(日中開催)

場所は町長室です。
お気軽においでください。

6/4(土)～6/5(日)

くじゅう山開き

- ①前夜祭～6月4日(土) 竹田市
遭難者追悼慰霊祭 ほか
- ②山頂祭～6月5日(日) 久住山頂
10時～山頂付近で記念
ペナントの配付(数に限りあり)

5/28(土)～7/2(土)

宝泉寺はたる祭り(毎週土曜日)

宝泉寺温泉郷

- ・ホテル鑑賞バスを運行して鑑賞スポットへ案内。
- ・郷土芸能、歌謡ショーなどの催しあり。

*各日のイベント内容についてはお問い合わせください。



九重町観光協会

(役場商工観光課内)

☎ 76-3150 FAX 76-2247

もんじ

今月から発泡スチロール
ごみは専用袋へ

- 発泡スチロールの分別収集が始まりました 2
- 第4次行政改革スタート 4
- 自律(自立)のまちづくり計画が秋に完成 11
- 総合窓口設置/参事配属 12
- 福祉(児童手当) 13
- 保健(元気の歯を守ろう) 14
- 町内各地で入学・入園式 16

- 図書館より 17
- なしか！祭り/足手荒神祭 18
- こちら119/ハート降るここのえ 19
- くらしの情報 20
- 人権/休日当番 22
- 歳時記/時間旅行 23

編集後記

今月は、先日公表された「第4次行政改革」を大きく取り上げました。特に改革の実働部隊となる「実施計画」については6から10ページにかけて詳細に掲載しています。「自律に向けた道」という趣向でページをつくりました。とても大事なことがたくさんあります。ぜひご覧ください。この秋策定予定の「自律計画」では「住民参加」がキーワードとして出てくると思います。まず、今回の改革で住民が参加する相手方となる役場がしっかりとしていなければ、というわけでこの特集のタイトルは「住民のみなさんにとって使いやすいく役場であってこそ、自律に向けたまちづくりは進みます」としました。●今年には終戦60周年。多くの人が、戦争の終わった日の空の青さが印象に残っていると話します。その青空を覚えている人がこの町にもたくさんいるのでは、と前から考えていました。こういった特集も組んでみたいと思います。あの青空を覚えていての方、ぜひご連絡ください。●「コーヒーを飲むと、人はなぜか人生の愛し方をいとも簡単に覚える」という言葉があります。自分の場合、原稿書きのときは、ものすごくコーヒーを飲みます。人生を味わうとかの悠長さはなく、せわしなくガブガブと。1日10杯は軽く。カッコよく言え「ひとつの広報は約200杯のコーヒーで作られる」かな。この前ふと思いました。「きつと、この町にもたくさんいるんだろなあ、おいしいコーヒーを飲みながら、人生を愛している人が」。近い将来、おいしいコーヒー(もちろんお茶でも良い)を飲みながら、この町の生活を愛している人の特集を組んでみたい、と考えています。というわけで、みなさんに呼びかけます。おいしいコーヒーを飲んでいたら、ぜひ連絡を。

Kochi-T

町の面積 271.41km² / 町の木 くぬぎ 花 ミヤマキリシマ 鳥 カッコウ

資源保護のため広報ここのえは古紙配合率100%の再生紙を使用しています。R100